

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		毒物劇物販売業の登録、更新
根拠法令及び条項		毒物及び劇物取締法第3条第3項、第4条第3項、第5条（登録の基準） (昭和25年法律第303号)
審査基準	法令の基準	毒物及び劇物取締法第5条（登録の基準）による。
	具体的基準	毒物及び劇物取締法第5条の規定及び「枚方市毒物劇物販売業の登録審査基準」に適合していること。
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 新規登録申請 15日間 登録更新申請 10日間（年末更新は3ヵ月間） ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
	特記事項	
備考		平成26年4月1日制定 令和2年10月5日改定 令和6年9月12日改定